

長浜市における太陽光発電事業に関する 再生可能エネルギー促進区域の設定について

【1】促進区域について

- ・全国では太陽光発電等の再生可能エネルギー導入に関して地域とのトラブルが増加しており、再生可能エネルギー導入を促進する上で、一定のルール化、考え方の整理が必要となってきた。
- ・令和4年度、地球温暖化対策推進法の改正に伴い「地域脱炭素化促進事業制度」が創設され、再生可能エネルギー促進区域の設定等が市町村の努力義務として規定された。
- ・再生可能エネルギー促進区域を設定することで地域との円滑な合意形成や環境への配慮、地域社会や経済への貢献等、地域と共生する再生可能エネルギー事業の導入を促進できる。
- ・再生可能エネルギー促進区域に設定されると、環境省や滋賀県の補助事業において、審査における優先採択や加点、補助金の増額等の一部優遇措置がある。

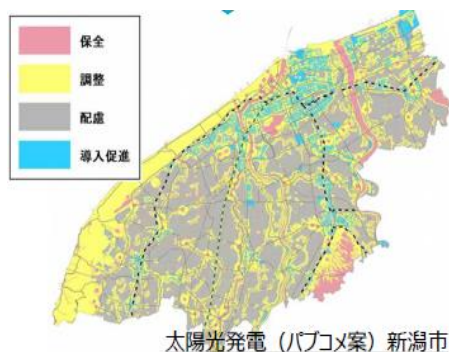
特に地方公共団体への効果

地元関係者との合意形成	地域環境・地域資源の保全	地域社会・経済への貢献	環境保全の意思表示
☐ 適切に設定された区域への再エネ事業の呼び込み（ 適地誘導 ）は、 地域での合意形成 に大きく貢献。トラブルの未然防止に。 	☐ 環境に配慮した立地誘導を促進し、 環境破壊を回避 。 ☐ 環境配慮要件を事業者に求めることができ、 環境共生型事業を実現 。 	☐ 地域貢献要件の設定により、事業者に対して 地元雇用や災害時対応等、地域貢献策を求めることが可能 。 	☐ 促進区域を設定することで、脱炭素化に積極的な地方公共団体として アピールすることが可能 。 

【2】設定事例について

■設定事例（1）新潟市：ゾーニング

- ・太陽光発電及び陸上風力発電について、市域を「保全エリア」、「調整エリア」、「配慮エリア」、「導入促進エリア」等について区分けを行う「ゾーニング」を実施（令和5年6月設定）



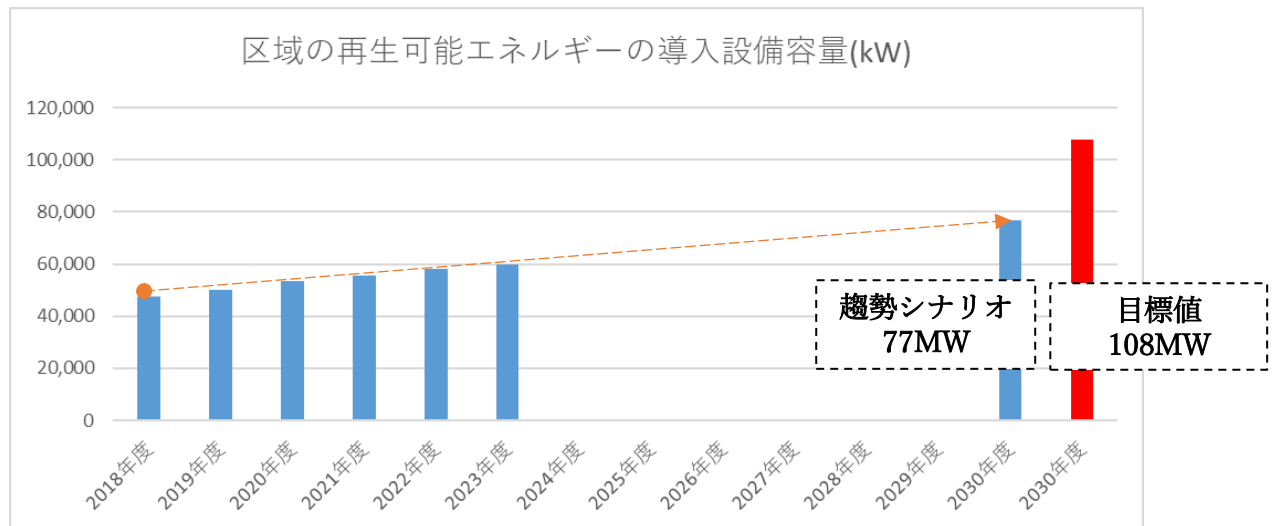
※個別具体的に、特定の土地を促進区域に指定した場合においては、手続きの簡素化や環境アセスメントの一部省略が可能となる場合もある。

■設定事例（2）湖南市：建物の屋根上について設定

- ・ゾーニングまでは行わず、「屋根上」として設定（令和7年3月設定）
- 地域脱炭素化促進事業の対象区域：住宅及び住宅以外の建物の屋根上

【3】長浜市の再生可能エネルギー導入量に関する現状について

・再生可能エネルギーの導入については、令和5年度実績で約60MWであり、第2次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における2030年度目標値（108MW）に向けて、さらなる導入促進が必要である。



【4】長浜市の再生可能エネルギー導入量に関する現状について

・2030年度の導入目標のうち、太陽光発電の割合が96%であり、大部分を占める。

	導入済 2019年度	導入見込	2030年度導入目標		
	kW	kW	kW	kWh	千t-CO2※
太陽光発電（10kW未満）	14,105	28,209	42,314	-	-
太陽光発電（10kW以上）	36,018	25,212	61,230	-	-
小計	50,122	53,421	103,544	125,172,500	31
陸上風力	0	0	0	0	0.000
水力発電	26	0	26	136,656	0.051
小水力発電	0	1	1	5,782	0.002
バイオマス発電	25	3,932	3,957	34,800,000	8.700
総計	50,173	57,362	107,528	160,114,938	40.0

【5】長浜市で設定する促進区域について

- ・長浜市では、現状では促進区域の設定を行っていない。
- ・今後、地域内にさらに再生可能エネルギーを増やしていきたいと考えているが、地域と共生する再生可能エネルギー導入の仕組みづくりを整備していく必要があり、今年度は、第一段階として、以下のとおり促進区域を設定したい。

【6】今年度に設定する内容

- ・地球温暖化対策推進法に基づく再生可能エネルギー促進区域を「建築物の屋根上における太陽光発電」について以下のとおり設定する。

項目	内容
一 地域脱炭素化促進事業の目標	再エネ全体の導入量で 2030 年度までに 108MW を目指す。
二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）	市内全域における建築物の屋根上
三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模	【種類】 太陽光発電設備、カーポート型太陽光発電設備 【規模】 建築物の屋根上における太陽光発電設備の導入促進を行い、再エネ全体の導入量で 2030 年度までに 108MW を目指す。
四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項	電力の地産地消及び地域内経済循環を実現するために、市内で発電した電力を自家消費含め、可能な限り地域内で消費できるようにすることが望ましい。
五 イ 地域の環境の保全のための取組	法令遵守を徹底するとともに、以下について配慮すること。 ・自然環境に関すること ・防災、安全に関すること ・反射光に関すること ・景観、文化財に関すること
五 ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	再生可能エネルギーの地産地消による地域経済循環や、防災力強化、環境教育等、地域振興・地域課題解決に繋がる取組を目指す。
【設定理由】 ・2030 年度再エネ導入目標のうち大部分を太陽光発電が占めており、長浜市においては、太陽光発電が最大の再エネとなることを考慮し、「太陽光発電」について設定する。 ・まず環境等への影響が少ない「建築物の屋根上」を設定する。 ・地図上でのゾーニングや、地上設置型太陽光発電含む他の再エネにおける設定については、今後さらなる情報収集・地域内での議論を深めることで検討を進める。	